

仙台市地域防災計画

【原子力災害対策編】

暫定計画素案

平成25年1月25日現在

目 次

第1章 総則

第1節 計画の目的及び位置づけ	1
第2節 計画の基本方針	2
1. 計画の対象者について	2
2. 計画の優先事項について	2
3. 対応体制について	3
4. 想定事象について	3
第3節 計画の管理	4
第4節 計画の構成	5
第5節 仙台市の概況と災害想定	6
1. 仙台市の概況	6
2. 災害想定	11
第6節 各主体の役割と業務大綱	14
第7節 市の活動体制	15
1. 災害対策活動体制	15
2. 職員の配備・動員計画	16

第2章 9つの施策パッケージ

第1節 情報収集と連絡体制	17
1. 平時の備え	17
2. 事故発生後の対応	20
第2節 市からの情報発信	22
1. 平時の備え	22
2. 事故発生後の対応	23
第3節 環境モニタリング	25
1. 平時の備え	25
2. 事故発生後の対応	26
第4節 退避・避難・避難受入れ	28
1. 平時の備え	28
2. 事故発生後の対応	29

第 5 節 被ばく対策	31
1. 平時の備え.....	31
2. 事故発生後の対応.....	32
第 6 節 飲食物の安全確保	33
1. 平時の備え.....	33
2. 事故発生後の対応.....	33
第 7 節 除染	34
1. 平時の備え.....	34
2. 事故発生後の対応.....	34
第 8 節 資材調達・備蓄・ロジスティックス	35
1. 資機材の配備.....	35
2. 資機材・人材輸送体制.....	35
第 9 節 知識普及・啓発, 防災訓練	36
1. 市民等に対する知識普及・啓発.....	36
2. 防護・除染等対策要員の育成.....	36
3. 情報伝達・防災対策の実践的訓練.....	36

第1章 総則

第 1 節 計画の目的及び位置づけ

本計画は、東京電力福島第一原子力発電所（以降、福島第一原発）での事故の経験から、原子力施設に事故が発生した場合には、影響が広域に及ぶ可能性があるという認識に立ち、原子力災害が発生した際の放射性物質の影響に対する市民等の安全・安心を確保することを目的とする。

原子力防災に関する法令、指針類の体系を以下に示す。本計画は、市独自で検討可能な事項について先行して策定する計画であり、国や県の防災計画等の見直しが完了し、市の地域防災計画（原子力災害対策編）が策定されるまでの暫定計画である。

本計画は、原子力災害対策の基本的方針及び施策の方向性を示したものであり、具体の施策内容や体制については計画策定後速やかに検討するものとする。

本計画に定めのない事項については、地域防災計画（共通編，地震・津波災害対策編，風水害等災害対策編）による。

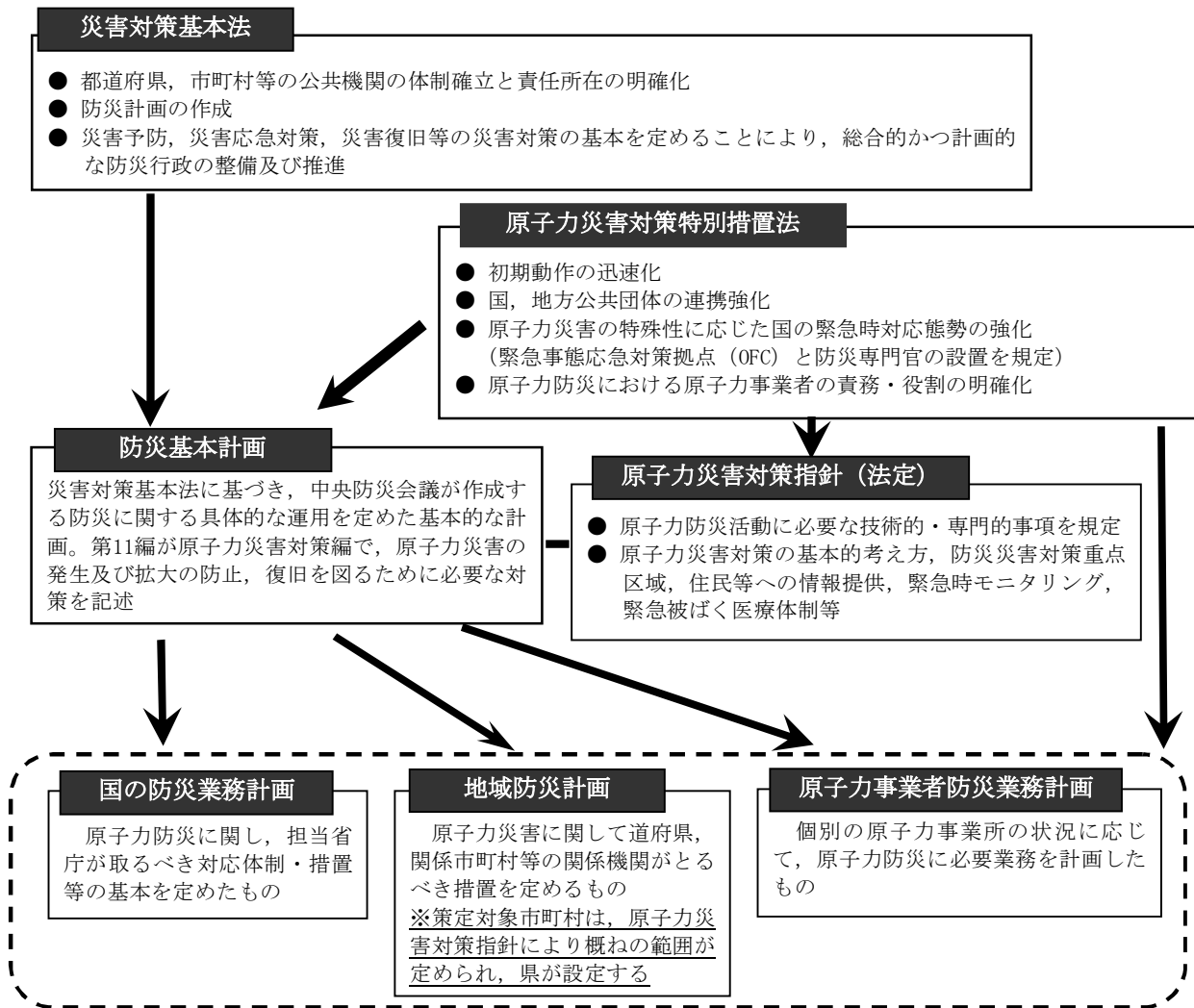


図 原子力防災に関する法令・指針類の体系図

第 2 節 計画の基本方針

1. 計画の対象者について

【方針 1】

仙台市民はもとより、通勤、通学、業務、買物、旅行・観光など様々な目的で来仙している来訪者、他市町村からの避難者の安全・安心を確保する

市内には市民のほか、多くの訪問者が集まっている。また、災害発生時には多くの避難者が集まることが予想される。これらの市内にいる可能性のある全ての方を対象に計画を立てる。

2. 計画の優先事項について

【方針 2】

大気中の放射性物質や空間放射線量率の上昇への対策、飲料水、食料品の安全性の確保のための対策、市民等の健康に直結する対策を優先的に整備する

福島第一原発の事故の経験から、本市においても放出された放射性物質を含む大気（プルーム）の通過時と、その通過後に残留する放射性物質によって、市民等の健康等に影響が及ぶおそれがあることから、市民等の健康に直結する対策を最優先に整備する。

【方針 3】

大規模な災害時にも必要な情報収集・伝達を確実に実施するため、県、原子力事業者、報道機関等との災害に強い多重化された連絡体制を構築し、市民等の多様な対象者に対して迅速・確実な情報伝達を実現する

福島第一原発の事故では、災害の状況が分からないこと、対策の決定が住民等に適切に伝わらなかったことが課題として指摘されている。そこで、対策の判断に必要な情報収集を行うための災害に強い手段と経路を確保するとともに、市民等が必要とする情報を提供する必要がある。本計画では適切な対策を速やかに実施するため、情報の収集と伝達に関する対策を行う。

3. 対応体制について

【方針 4】

対応の判断基準となる空間放射線量率等の基準値，規制値は国等の定めるものによる

基準値については、福島第一原発の事故の教訓を踏まえて国において検討が行われているところであるが、本計画では現段階で明らかにされている基準値等を用いるものとする。

【方針 5】

原子力災害対策は、重大なトラブル，特定事象，原子力緊急事態宣言発出の3つの事象レベルに応じて必要な体制を構築するとともに各種対策を講じる

国では、新たに3段階での対応体制をとるための判断基準(緊急時対応レベル)を検討中である。本計画では、原子力災害特別措置法に定める特定事象，原子力緊急事態との関係も考慮しながら、県や他市町村，関係機関等との連携も含めて、災害の規模や重大さのレベルに応じた段階的な対応を実施するものとする。

【方針 6】

緊急時に迅速，適切に対処できるように，平時に必要な準備・対策を講じる

福島第一原発の事故では当時の計画範囲である10kmを越える地域では準備不足による混乱が発生した。放射性物質による影響は、原子力施設からの距離によって異なり、本市の場合には至急の避難を要する可能性は低く、プルームが通過する数時間に迅速，適切に市民等が対処できるようにすることが重要である。本計画では、緊急時に迅速，適切に対処できるように，事前に対策を講じる。

4. 想定事象について

【方針 7】

本市に最も近い東北電力女川原子力発電所の事故を想定するが，その他の原子力施設の事故により影響が全国レベルに及んだ場合にも対応できるように対策を講じる

福島第一原発の事故での放射性物質による影響は、発電所から250km以上にまでに及んだことが指摘されている。本計画では、本市に最も近い東北電力女川原子力発電所（以降、女川原発）での事故に加え、他の原子力施設の影響も考慮する。

【方針 8】

想定する事故は，原子力施設の単体事故，自然災害等との複合事故とする

福島第一原発の事故では、複合災害の対策が不十分であったため、被害が大きくなったと指摘されている。そのため、自然災害や様々な事故との複合事故等、通常の想定を超えるこれらの事象に対しても国の検討結果を踏まえ、想定するものとする。

第 3 節 計画の管理

市は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年本計画に検討を加え、国、県等の指針や計画の見直し、防災対策に関して行われている調査・研究の知見、教育・訓練等の結果を踏まえて、適宜必要な見直しを行う。

第 4 節 計画の構成

本計画の構成及び内容は、次の通り。

第 1 章、総則は、普段から各主体が共有すべき考え方や実施すべき事項についての共通理解を図り、災害に備えておくためのものである。

第 2 章、9 つの施策パッケージは、平時の備えから事故発生後において各主体の取り組む事項について、迅速な災害対応につなげられるよう、その内容や手順などの大枠を定めたものである。各施策パッケージの概要を以下に示す。

表 原子力災害対策の構成

9つの分野の施策パッケージ	概要
(1) 情報収集と連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> ●市の内部での情報収集, 環境モニタリング結果などの情報収集, 関係機関からの情報収集など, 市として集めべき情報収集の内容 ●市の内部での連絡体制や職員の動員体制
(2) 市からの情報発信	●市から, 市民等や報道機関等関係機関への情報伝達体制, 伝達する情報項目等
(3) 環境モニタリング	●平常時と緊急時における環境モニタリングの体制と運用
(4) 退避・避難・避難受入れ	●市民等の退避・避難と, 他自治体からの避難者の受入体制
(5) 被ばく対策	●スクリーニングやその結果に基づく被ばく対策, 被ばく医療等
(6) 飲食物の安全確保	●飲食物の安全確保
(7) 除染	●除染の方法や実施体制
(8) 資材調達・備蓄・ロジスティックス	●防護対策に直接関わる資機材や, 後方支援に係る活動
(9) 知識普及・啓発, 防災訓練	●市民等への知識普及, 対応職員等の育成や訓練

第 5 節 仙台市の概況と災害想定

1. 仙台市の概況

(1) 地理的位置

本市は、東北地方中部太平洋岸、県の中部に位置し、東西 50.58km、南北 31.20km、面積は 785.85 k m²であり、北東に七ヶ浜町と多賀城市、北に利府町、富谷町、大和町および色麻町、南に川崎町、村田町、名取市、そして西に県境をはさんで山形県尾花沢市、東根市及び山形市といった 12 の市や町と隣接している。

(2) 各原子力発電所との距離

本市から最も近い原子力発電所は、女川原発であり、宮城野区及び若林区の一部が 50km 圏内に位置する。また、市役所は女川原発から約 57km に位置する。

その他の原子力発電所と市役所の距離は、福島第一原発まで約 95km、東海原子力発電所まで約 200km、柏崎刈羽原子力発電所まで約 220km、東通原子力発電所まで約 330km となっている。



図 仙台市と各原子力発電所との距離

(3) 女川原子力発電所の概要

表 女川原子力発電所施設の概要

区分		1号機	2号機	3号機
位置		県牡鹿郡女川町, 石巻市(北緯 38° 24', 東経 141° 30')		
用地面積		約 173 万 m ² (海面埋立地含む)		
電気出力		52.4 万 kW	82.5 万 kW	
原子炉	形式	沸騰水型 (濃縮ウラン, 軽水減速, 軽水冷却)		
	熱出力	1,593MW	2,436MW	
燃料	種別	低濃縮二酸化ウラン		
	装荷量	燃料棒×368 体, 全ウラン重量約 63t	燃料棒×560 体, 全ウラン重量約 96t	
原子炉格納容器	形式(寸法)	圧力抑制形		
		ドライウェル: フラスコ形 球部直径: 19.2m 円筒部直径: 9.8m 全高: 33.1m	ドライウェル: 上下部半球円筒形 円筒部直径: 22.8m 全高: 37.1m	
		サプレッションチェンバ: 円環形 円環部中心線直径: 31.4 m 円環部断面直径: 8.1m	サプレッションチェンバ: 円環形 円環部中心線直径: 37.8m 円環部断面直径: 9.4m	
気水分離器	形式	たて形軸流遠心式		
主蒸気	圧力	6.93MPa		
	蒸気流量	約 2.91×10 ³ t/h	約 4.74×10 ³ t/h	
	温度	286℃		
タービン	形式	くし形 4 流排気	くし形 4 流排気復水式 (再熱式)	
	容量	52.4 万 kW (1,500rpm)	82.5 万 kW (1,500rpm)	
発電機	形式	固定子導液体冷却形 3 相同期発電機	横軸円筒回転界磁 3 相同期発電機	
	容量	585MVA (22kV)	920MVA (17kV)	920MVA (20kV)
電調審承認年月日		昭和 45 年 5 月 29 日	昭和 62 年 3 月 19 日	平成 6 年 3 月 17 日
原子炉設置許可年月日		昭和 45 年 12 月 10 日	平成元年 2 月 28 日	平成 8 年 4 月 12 日
着工年月日		昭和 54 年 12 月 25 日	平成元年 8 月 3 日	平成 8 年 9 月 11 日
初臨界年月日		昭和 58 年 10 月 18 日	平成 6 年 11 月 2 日	平成 13 年 4 月 26 日
営業運転年月日		昭和 59 年 6 月 1 日	平成 7 年 7 月 28 日	平成 14 年 1 月 30 日

※「県地域防災計画 原子力災害対策編 別冊資料 (平成 21 年 3 月)」より作成

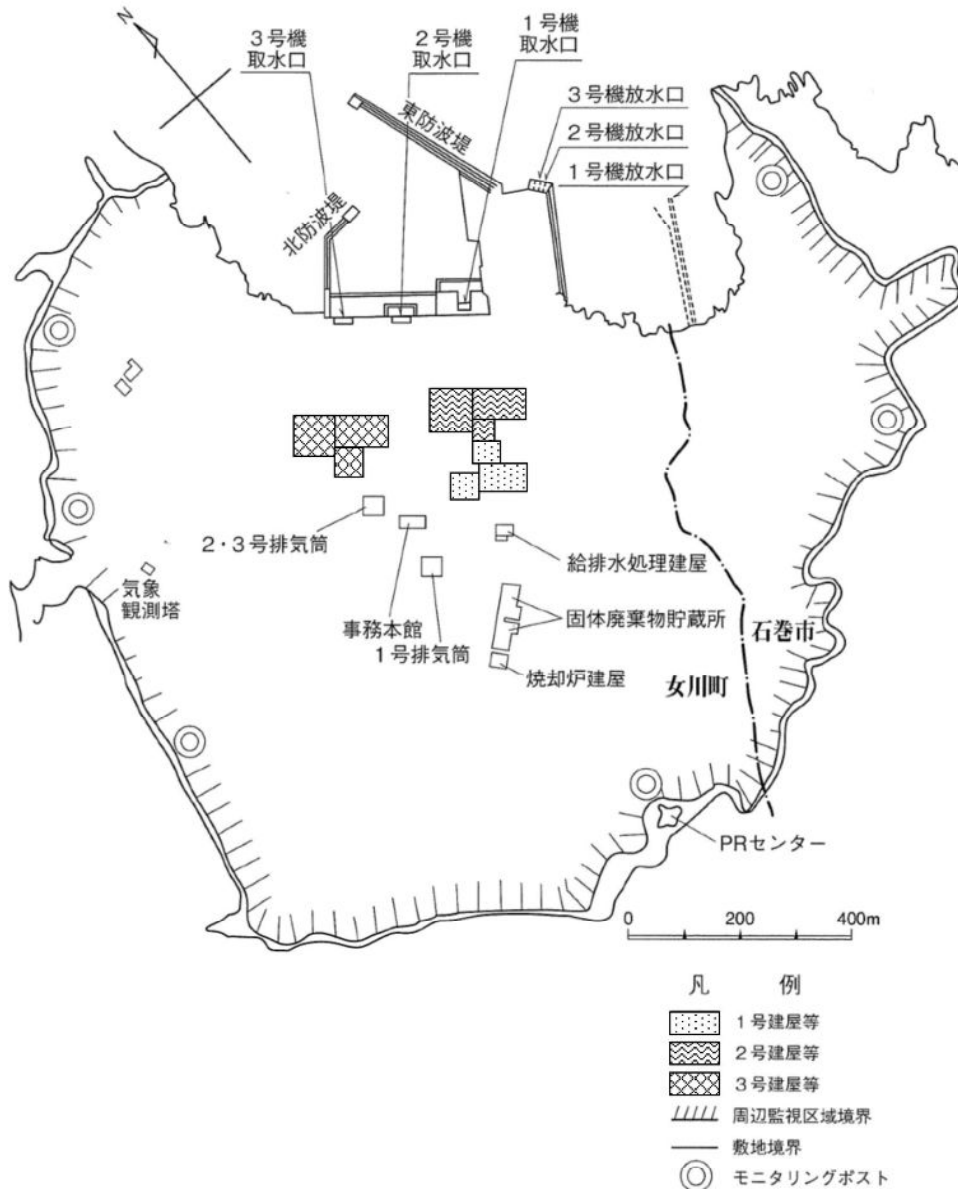


図 女川原子力発電所配置図

(4) 気象条件

本市は地形的に、東は仙台湾に面し、西は背後に奥羽山脈をひかえているために、気候的には太平洋側（冬：乾燥，夏：湿潤）の特性を示している。厳冬期は、西高東低の気圧配置が卓越し、奥羽山脈を越えてくる乾燥した北西風が吹き、晴天の日が多く、放射冷却による夜間の冷え込みは厳しいが、降雪量は比較的少ない。

1月の平均気温は、2.8℃で、冬から春にかけては、南岸低気圧が東海上を北上接近するときに大雪をもたらすことがある。一方夏期は、酷暑になる日は少なく、8月の平均気温は27.2℃である。年平均気温は13.2℃、年間降水量は、1,444.0mmとなっている。（平成22年気象数値：平成23年版仙台市統計書）

原子力災害の発生時には、気象条件によって放射性物質等の影響範囲が大きく変化するこ

とから、原子力施設周辺及び本市域内の気象条件について下表の項目を適切に把握することが重要となる。

表 把握すべき気象条件

気象条件		影響
発電所周辺	風向	本市域へ向かうプルーム(放射性物質を含む大気)の量に影響(東～東北東の風向の場合に影響大)
	風速	プルームの到達時間に影響
	降水量	発電所近傍で降水があれば近距離での沈着が増え、遠方に拡散するプルームの量が減少
	大気安定度	大気が安定していると拡散が少なく、風向きによっては本市域へ向かうプルームの濃度が高くなる可能性がある
本市域	降水量	プルームが上空にあるときに降水があると、地表面に沈着する放射性物質の量が大きく増加

女川原発付近における風向及び風速の年度別の測定結果(下図)からは、若干の傾向が見られるものの、年毎の変動も大きいことが分かる。また、時間帯による変動幅も大きいことから、女川及び仙台周辺の過去の気象データを踏まえつつ、災害発生時の気象情報をすみやかに入手し、対策等に向けた判断を行う必要がある

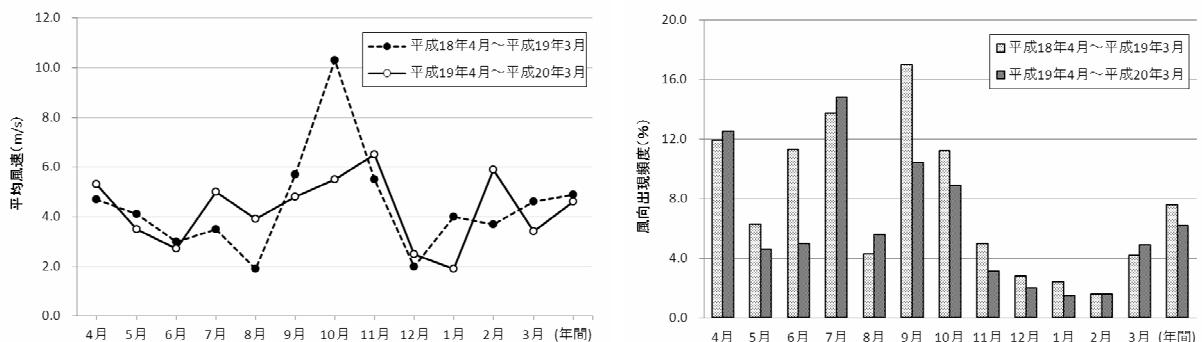


図 女川原子力発電所周辺における東北東の風向き(仙台市方向)の傾向
出所：県地域防災計画[原子力災害対策編][別冊資料]

(5) 人口動向

ア 本市の人口

平成 24 年 12 月 1 日現在の住民基本台帳人口では、本市の人口総数は 1,063 千人である。そのうち、一般的に安定ヨウ素剤の服用対象とされている 40 歳未満の者は人口の 46.5%である。その他に、災害時要援護者となる可能性のある 5 歳未満の乳幼児は 4.4%, 65 歳以上の高齢者は 19.4%となっている。また、外国人住民人口は、9,178 人となっている。

本市における女川原発から 50km 圏内の人口は、宮城野区で 63,595 人、若林区で 2,039 人となっている。

表 仙台市の人口

項目	数・割合
人口 (H24)	1,063 千人
5 歳未満	4.4%
5～19 歳	13.6%
20～39 歳	28.4%
40～64 歳	34.1%
65 歳以上	19.4%
外国人住民	9,178 人
女川原発から 50km 圏内の人口 (H17)	65,634 人
宮城野区	63,595 人
若林区	2,039 人

出所) 人口総数, 外国人住民人口は平成 24 年 12 月 1 日現在の住民基本台帳人口,
年齢別人口は平成 24 年 9 月末日現在の住民基本台帳人口。

女川原発からの 50km 圏内の人口は平成 17 年国勢調査

イ 市外からの来訪者数等

本市の昼夜間人口比率は 107.3%であり, 市外からの就業者が 103,746 人, 市外からの通学者が 24,136 人と多くの来訪者がいる。さらに, 年間で 2 千万人程度の観光客が本市を訪れており, 三大まつりは合計で 6 百万人程度の人出数がある。

防災対策を行う上で, これらの来訪者を考慮する必要がある。

表 仙台市の昼夜間人口比率 (平成 22 年度)

項目	数・割合
昼夜間人口比率	107.3%
市外からの就業者	103,746 人
市外からの通学者	24,136 人

注 1) 就業も通学もしている人は就業者に含む。

出所) 平成 22 年国勢調査

表 仙台市への観光客と三大まつりの人出数 (平成 22 年度)

項目	数
観光客	19,790 千人
光のページェント	2,750 千人
七夕まつり	2,357 千人
青葉まつり	930 千人

出所) 仙台市経済局観光交流課資料

2. 災害想定

(1) 原子力災害の概要

ア 原子力発電所の事故の概要

放射性物質は、平常の状態では被覆管、原子炉容器、格納容器、原子炉建屋などの多重の物理的防護壁に閉じ込められている(①)。被覆管の中の核燃料は、原子炉の運転を止めた直後は崩壊熱と呼ばれる大量の発熱があるため、水で冷やす必要がある(②)。福島第一原発の事故のように、原子炉を止めた後、冷却ができない状況が続いた場合には高温により被覆管が溶け出し、最終的には格納容器が破壊される。このように、防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される(③)。典型的な事故の概要を以下の図に示す。

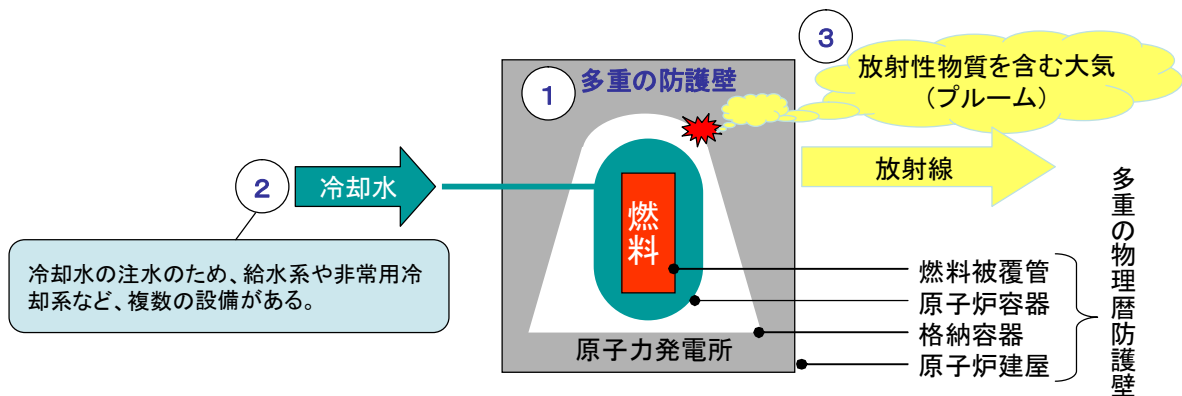


図 原子力発電所の事故の概要

放出される放射性物質には様々な種類があり、放出される状態や人体への影響もそれぞれ異なる。放射性物質は格納容器などが破壊されて放出される場合が多く、いつ、どのぐらいの量放出されるかを事前に予想することは難しい。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出するなど、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。本市域で事故時に注目すべき主な放射性物質は下表のものがある。

表 本市域で事故時に注目すべき主な放射性物質

主な放射性物質	特徴
気体状のクリプトン、キセノン等の希ガス	主にプルームからの外部被ばくに影響する。沈着はしないため、プルームが通過すれば影響は残らない。
揮発性の放射性ヨウ素	主に甲状腺の内部被ばくに影響する。ヨウ素 131 は半減期が 8 日程度であり比較的早く崩壊する。
セシウム	半減期が長く地面等に沈着するため、長期的な汚染による空間放射線量率の上昇に影響する。

イ 被ばくの経路

原子力施設からの被ばくの経路には、以下の3つがある。

- ① 原子力施設からの直接の放射線
- ② 放出された放射性物質を含む大気（プルーム）
- ③ 地面や水，食物等に付着した放射性物質

また，被ばくの形態は下表のように分類される。

表 被ばくの形態

外部被ばく	プルーム又は地面等に付着した放射性物質から出た放射線を体の外部から受けること
内部被ばく	大気や飲食物中の放射性物質を呼吸や飲食により体内に取り込むことで放射線の影響を受けること

本市域では，原子力発電所からの距離があることから，主にプルームによる影響と，付着した放射性物質による影響に注意が必要となる。特に，放射性ヨウ素を吸引すること，地面等に付着した放射性物質からの外部被ばくにより長期的な被ばくを受けることについて注意する必要がある。被ばくの種類を図に示す。

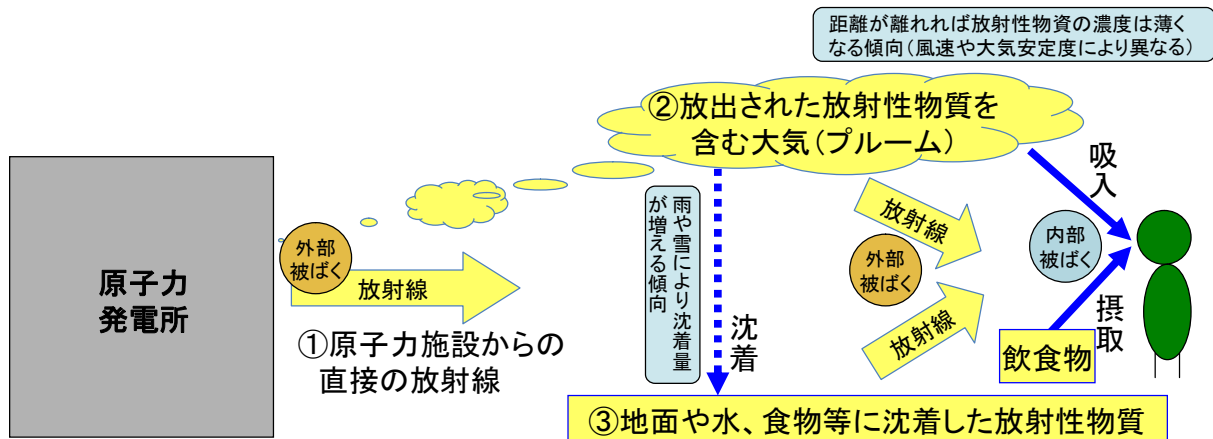


図 事故時の被ばくの種類

(2) 本市で想定される被ばくの影響

本市において想定される被ばくの影響を、被ばくの種類ごとに以下の表に整理する。

表 仙台市において想定される被ばくの影響

被ばくの種類	仙台市への影響	備考
原子力施設からの直接の放射線の外部被ばく	原子力施設の周辺の限られた範囲への影響であり、本市への影響はない	
プルームからの外部被ばく	原子力施設からの距離が遠く、屋内退避や避難などの防護対策が必要とされるほどの影響が生じる可能性が低い	原子力災害対策指針では、過去の評価結果として、避難及び屋内退避を必要とする範囲は原子力施設から概ね 10km 以内としている
プルームの吸入による内部被ばく	放射性ヨウ素は体内に入ると甲状腺に集まる性質がある。プルームが通過する際に呼吸により吸入することを避けるため、市内でも屋内退避や安定ヨウ素剤の予防服用が必要になる可能性がある	福島第一原発の事故では50kmまで影響があった可能性が指摘されている
沈着した放射性物質からの外部被ばく	地面などに沈着した放射性物質のために空間放射線量率が上昇し、年間の被ばく線量が計画的避難や除染が必要な値になる可能性がある	福島第一原発の事故では計画的避難が50km程度までの範囲で行われたほか、更に広い地域で除染が行われている
沈着した放射性物質による内部被ばく	水や食料品から基準を越える放射性物質が検出された場合に、その品目について摂取制限や出荷制限が行われる可能性がある	福島第一原発の事故の事例では250kmを越える範囲で出荷制限が行われている

(3) 本市が想定する災害

想定の対象とする原子力施設は、第一義的には、女川原発の事故を想定することとするが、福島第一原発の事故では汚染範囲が広域に及んだことから、福島、東海、柏崎刈羽等の他の原子力施設の事故の影響が全国レベルに及んだ場合にも対応できるようにする。

災害の状況とそれへの対応については、本市の市民が至急の避難を必要とする事態に至る可能性は高くはないが、屋内退避や安定ヨウ素剤の予防服用が必要となる可能性があり、市民等は自宅等に退避し、災害情報に注意して対応することが必要となる。また、事故の規模や気象条件によっては計画的な避難や除染が必要となる可能性がある。

また、避難等の防護対策実施時の混乱（渋滞、事故等）や風評被害などの社会的混乱（放射性物質の影響が少ない場合でも）が生じることが想定される。

地震や津波等様々な災害や事故との複合事故の可能性も想定する。

なお、これらの想定を超える災害事象が発生する可能性は現時点で極めて低いものの、福島第一原発の事故に関する調査・研究が進み、新たにリスクの高まりなどが明らかとなった場合には、適宜想定を見直すとともに、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

第 6 節 各主体の役割と業務大綱

本市が原子力災害対策を推進するにあたり，連携・協働する主体としては，県及び原子力事業者，指定地方行政機関，自衛隊，指定公共機関，指定地方公共機関，警察，公共的団体，防災上重要な施設（病院，百貨店，ホテル，工場等）の管理者，市民・地域団体等，企業や大学等がある。

市民や行政，関係機関の役割及び業務大綱については，当面は仙台市地域防災計画（共通編）を準用するが，原子力災害の特殊性に鑑み，今後関係機関と調整し，定めることとする。

第 7 節 市の活動体制

1. 災害対策活動体制

市は、原子力災害の事象レベルに応じた災害対策活動を効果的に行うため、以下の活動体制を整備する。なお、活動体制の具体的な内容については、国の指針を踏まえながら、具体的な活動を勘案し、検討を進めるものとする。

表 原子力災害の事象レベルと組織体制

レベル	組織体制	災害事象
レベル1) 重大なトラブル	警戒体制	東北電力女川原子力発電所で発生したトラブルで安全レベルが低下した場合、あるいは特定事象に至るおそれのある事象が発生した場合(本市は県や東北電力等から連絡を受けることを想定)、または、東北電力女川原子力発電所以外の国内の原子力施設で発生したトラブルで安全レベルが低下し、本市にも影響が及ぶおそれのある場合
レベル2) 特定事象	危機警戒本部体制	東北電力が原災法第10条第1項の規定により通報を義務付けられている事象が発生した場合(本市は県や東北電力等から連絡を受けることを想定)、または各種モニタリングの結果、基準値を超える値が確認され、本市が独自に危機警戒本部を設置する必要があると判断した場合
レベル3) 原子力緊急事態 宣言発出	危機対策本部体制	東北電力女川原子力発電所の状況や空間放射線量の情報等により、原災法第15条の事象に該当したと国が判断し、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、または各種モニタリングの結果などにより、本市が独自に危機対策本部を設置する必要があると判断した場合
	<u>災害対策本部体制</u>	<u>危機対策本部の設置後、放射性物質の影響が本市に及ぶと判断した場合(危機対策本部体制から速やかに災害対策本部体制に移行)</u>

2. 職員の配備・動員計画

市は、原子力災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合、災害対策活動を効果的に実施するために必要な職員の配備・動員計画について定める。なお、職員の具体的な配備計画や動員計画については、国の緊急時モニタリング実施計画等対策活動に関する指針を踏まえながら、具体的な活動を勘案し、検討を進めるものとする。

各局区は職員の配備体制基準及び職員動員計画（配備の伝達を含む）について、定期的に見直し、確認を行い所属職員に周知を行う。

また、大規模な災害等が発生し、全市をあげて災害対応が必要とされる場合には、業務継続計画に基づいて、平常業務は必要最小限に止めて、災害対策活動にあたるとともに、災害対策活動の状況を踏まえながら、可能な限り速やかな平常業務の再開に努めるものとする。

表 職員の配備

組織体制	発令者	概要
警戒体制	危機管理監	警戒対象部局が、災害情報の収集、災害の警戒等を行うため、所要の職員を配備してこれにあたる体制。
危機警戒本部体制	警戒本部長 (危機管理監)	災害情報の収集・伝達、警戒活動及び災害の対策活動に必要な関係部局の職員をもってこれに充てる。
危機対策本部体制 災害対策本部体制	本部長 (市長)	相当規模の災害に対する活動が実施できる体制とし、関係部局の増員体制をもってこれに充てる。

第2章 9つの施策パッケージ

第 1 節 情報収集と連絡体制

1. 平時の備え

災害に強い多重化された情報収集体制を構築するため、多主体からの事故関連情報等の収集が可能となる体制を検討する。

(1) 情報収集体制の整備

ア 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は原子力災害に対し、万全を期すため、県、原子力事業者、専門家、その他関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図るとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークの強化に努めるものとする。

その際、夜間・休日等においても対応できるように、原子力事業者からの連絡を受信する窓口、防護対策に関する社会的状況把握のための情報収集先、防護対策の決定者への連絡方法、関係機関への指示連絡先等を定め、原子力事業者及び関係機関等に周知する。

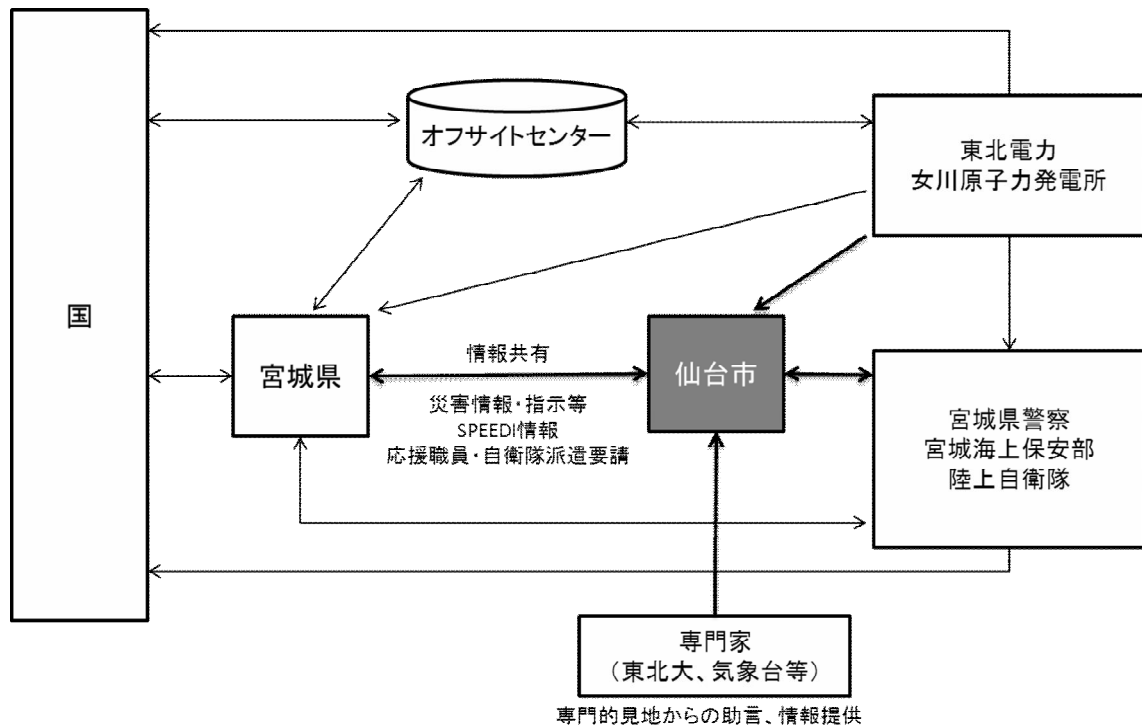


図 各関係機関との情報収集に関する連携

表 関係主体との情報収集体制の整備・検討の方向性

機関	検討の方向性
県	●事故発生後に事故状況やオフサイトセンター及び SPEEDI 等の情報が集まる県から、事故状況や必要となる対策に関する情報を収集、共有する体制を検討
東北電力	●女川原発の事故状況に関して東北電力から通報を受ける体制を検討
仙台管区气象台	●女川原発周辺及び本市及び周辺地域の気象情報提供に関して、气象台から情報提供を受ける体制を検討
東北大等放射能関連施設	●空間放射線量モニタリング結果の提供に関する協力体制を検討

イ 機動的な情報収集体制の整備

市は、機動的な情報収集活動を行うため、県や関係機関と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備に努める。

ウ 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について必要に応じ情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備に努める。

エ 非常通信協議会との連携

市は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び事故発生後の重要通信の確保に関する対策の推進に努める。

オ 移動通信系の活用体制の整備

市は、関係機関と連携し移動系防災無線、携帯電話等による移動通信系の活用体制の整備に努める。

(2) 活動に必要な情報の分析整理

ア 人材の育成・確保及び専門家の活用体制の整備

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努める。また、災害想定や市が取るべき対策等に関して助言を得るため、原子力工学、気象などの専門家との情報連絡体制を整備する。

イ 原子力防災関連情報の収集・蓄積

市は、平時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。

ウ 防災対策上必要とされる資料の整備

市は、県の協力を得て事故発生後の的確な対策の実施に資するため、以下のような原子力事業所に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、仙台市災害情報センターに適切に備え付けるとともに、定期的に更新するなど、これらを確実に管理するよう努める。

表 整備を行うべき資料

分類	内容
原子力事業所に関する資料	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業者防災業務計画 ・原子力事業所の施設の配置図
社会環境に関する資料	<ul style="list-style-type: none"> ・本市及び周辺地図 ・人口、世帯数(原子力事業所との距離別、方位別、災害時要援護者の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む) ・一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート及び空港等交通手段に関する資料(道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ等の情報を含む) ・避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及び予め定める避難計画(位置、収容能力、移動手段等の情報を含む) ・特定施設(幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、身体障害者養護施設、刑務所等)に関する資料(原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む) ・緊急被ばく医療施設に関する資料(1次医療施設、2次医療施設それぞれに関する、位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等)
放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料	<ul style="list-style-type: none"> ・気象資料 ・空間放射線量推定計算に関する資料 ・平常時モニタリング資料 ・水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料 ・農産物等の生産及び出荷状況
防護資機材等に関する資料	<ul style="list-style-type: none"> ・防護資機材の備蓄・配備状況 ・避難用車両の事故発生後の運用体制 ・安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況
緊急事態発生時の連絡体制に関する資料	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制(報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など) ・状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制表
避難に関する資料	<ul style="list-style-type: none"> ・避難方法説明資料(移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した市民配布のもの) ・避難所運用体制(避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整済みのもの)

(3) 災害に強い多重化された通信手段・経路の整備

市は、原子力災害対策を円滑に実施するため、防災行政用無線や有線通信網等の多重化、災害時優先電話の活用、通信衛星を活用した通信手段の活用など多様な通信手段の整備を推進する。その際、通信の輻輳や停電等への対策に十分留意する。

2. 事故発生後の対応

(1) 事故発生情報等の通報連絡の実施

東北電力は、女川原子力発電所で発生したトラブルで特定事象に至るおそれがある事象が発生した場合または原災法第10条第1項の規定により通報を義務付けられている事象が発生した場合には、あらかじめ整備した体制に基づき、市に通報を行う。

市は、東北電力から通報を受けた場合、直ちに県に通報連絡を行い当面とるべき措置について協議する。

(2) 参集連絡の実施

市は、事故発生情報等の通報連絡を受けた場合、第1章第7節に示す所定の体制に応じた要員に対して参集連絡を行う。

(3) 情報収集の実施

市は、原子力施設の状況、モニタリング情報、放射能影響に関する情報、避難情報など、事故発生後の各段階において必要な情報を収集し、あらかじめ定めた計画やマニュアル等に基づいて各対策を実施する。

市は、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備している防災行政用無線等を活用し、情報収集・連絡を行う。

市は、退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努める。

(4) 復旧段階の情報収集の実施

市は、それ以上の災害の拡大又はそのおそれがないと判断した場合には、モニタリング情報や避難情報など、復旧対策の段階において必要な情報を継続的に収集する。収集すべき情報項目を以下に示す。

表 収集すべき情報項目

情報項目	内容
原子力施設の状況	事故状況, 事故進展予測, 復旧見通し 等
モニタリング情報	事業者モニタリング, 県モニタリング, 市モニタリングの結果(環境, 農産物等, 飲食物, 水道水等) 等
放射線影響に関する情報	SPEEDI による放射能影響予測結果 等
避難関係情報	退避・避難の実施状況 等
医療関係情報	安定ヨウ素剤の予防服用に関する情報, 被ばく医療活動及びスクリーニング活動状況 等
除染に関する情報	除染計画や活動に関する情報 等
関係機関活動状況	国・県・関係市町等関係機関の対応状況 等
その他	報道状況, 交通規制状況, 他災害による被害状況(複合災害の場合) 等

第 2 節 市からの情報発信

1. 平時の備え

(1) 市民等への的確な情報伝達体制の整備

市は、情報収集体制により一元化された情報を、伝えるべき対象ごとに適切な方法により伝達する情報伝達体制を整備する。

表 初動時の通信方法

対象	通信方法
市民 旅行者等来訪者	ヘリコプター、消防車両及び広報車による巡回広報、TV・ラジオ等への放送要請、杜の都防災 Web、杜の都防災メール、 <u>その他多様な通信手段</u> 、街頭情報板活用、観光施設・宿泊施設等での情報提供
児童・生徒	学校、幼稚園、保育所、児童館等への即時連絡体制
要援護者、妊産婦・乳幼児のいる家庭	災害時要援護者避難支援プラン等に基づく支援（地域団体等協力、社会福祉施設への連絡体制など）
外国人	災害多言語支援センター等による情報提供体制

表 原子力施設事故の拡大の停止後の復旧段階の通信方法

対象	通信方法
市民 旅行者等来訪者 避難者	TV・ラジオ等への放送要請、観光施設・宿泊施設等での情報提供
要援護者、妊産婦・乳幼児のいる家庭	災害時要援護者避難支援プラン等に基づく支援（地域団体等協力など）
外国人	災害多言語支援センター等による情報提供体制

(2) 関係機関への情報伝達体制の整備

市は、平時において、国、県、原子力事業者、専門家、その他関係機関との確実な情報の収集・連絡体制の構築を行うとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークの強化に努める。

(3) 情報項目の整理

市は、役割に応じて市民等のニーズを十分把握し、市民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を災害対応のフェーズや場所に応じて適切に提供する。平時において、市民等のニーズに応じて提供すべき情報の項目を整理に努める。

- ・原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、SPEEDI による放射能影響予測等）
- ・農産物等の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況

- ・市が講じている施策に関する情報
- ・交通規制，避難経路や避難場所 等

(4) 市民等からの問い合わせへの対応体制の整備

市は，県及び関係機関等と連携し，原子力災害対策や放射線による健康被害等に関する市民等からの問い合わせに，事故発生後に速やかに対応する市民相談窓口を開設する体制の整備に努める。

平時においては，問い合わせ内容に応じた対応方法の確認，問い合わせ対応の想定問答集の作成など必要な準備に努める。

(5) 風評被害対策の整備

市は，農産物等の売上減少や観光客減少への波及を防止するため，流通の監視や，モニタリング結果を迅速に公表する仕組みの整備に努める。

2. 事故発生後の対応

(1) 市民等への的確な情報伝達の実施

市は，放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し，事故発生後の市民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ，異常事態による影響をできるかぎり低くするため，市民等に対する的確な情報提供，広報を迅速かつ的確に行う。

市は，復旧段階においては，市民等に対して，モニタリング結果や避難情報，各機関の対策実施状況等を正確かつ定期的に提供する。市民等のニーズに応じた情報を定期的に提供することにより，地域の混乱や風評被害の発生等の防止に努める。

(2) 関係機関への情報伝達の実施

市は，市が収集した情報について，あらかじめ定めた情報連絡ルートを通じて，国，県，原子力事業者，専門家，その他関係機関に適宜伝達する。

(3) 市民等からの問い合わせへの対応

市は，原子力災害が発生した直後から，必要に応じ，県及び関係機関等と連携し，原子力災害対策や放射線による健康被害等に関する市民等からの問い合わせに速やかに対応する市民相談窓口を開設する。

(4) 風評被害への対応

市は，市内産農産物等の買い控えや市場での取引拒否を防ぐため，市内産農産物等に含まれる放射性物質の検査結果について市ホームページを通じて速やかに公表するとともに，新

聞，テレビ等のメディアを活用するなどして市内産農産物等の安全性について全国に情報発信を行う。

市は，旅行者・観光客等来訪者の減少を防ぐため，環境モニタリング結果について市ホームページを通じて速やかに公表するとともに，新聞，テレビ等のメディアを活用するなどして全国及び海外向けに情報発信を行う。

市は，国及び県と連携し，生活必需品の流通の監視を行うとともに，速やかにその結果を公表する。

第 3 節 環境モニタリング

1. 平時の備え

市は、県と連携し、平常時の環境モニタリングを実施するとともに、災害発生時に速やかに対応できるよう、緊急時モニタリングの体制を整備する。

(1) 市の環境モニタリング体制の整備

ア 環境モニタリング体制の整備

市は、原子力災害対策指針や国及び県の定めるマニュアル等を踏まえながら、緊急時モニタリング実施要領を策定するものとする。なお、食品のモニタリングについては、緊急時モニタリング実施要領を策定する際、原子力災害対策指針及び関係省庁が定めるマニュアルを主たる根拠とするものとする。

市は、平常時及び緊急時モニタリングを実施するために必要な要員及びその役割等をあらかじめ定めるとともに、必要なモニタリング要員の確保に努めるものとする。その際、要員や役割の検討の基礎となる測定箇所や内容、頻度は、国の緊急時モニタリングに関する指針を踏まえて検討するが、原子力災害発生後に緊急性が高くなるに従って測定箇所や測定回数の増加を図るものとする。

イ モニタリング設備・機器の整備・維持

市は、平常時又は緊急時における周辺環境への放射性物質及び放射線による影響を把握するため、空間放射線量率を自動で測定するモニタリングポストを整備する。

また、市有施設等でモニタリングを実施するための機器の整備に努める

(2) モニタリング結果の提供に関する協力体制の整備

ア 関係機関との連携

市は、本市周辺や原子力施設周辺等の放射性物質及び放射線の影響を把握するため、モニタリング結果を県及び原子力事業者、その他モニタリング関係機関から提供を受ける協力体制を検討する。

(3) 平常時モニタリングの実施

市は、緊急時における原子力発電所からの放射性物質及び放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、県との連携のもと、平常時よりモニタリングを実施する。

平常時のモニタリングにおける実施項目を表に示す。

表 平常時モニタリングの実施項目

項目	内容
空間放射線量モニタリング	市有施設における空間放射線量
放射性物質モニタリング	仙台産野菜・林産物，市場流通農水産物，学校・保育所給食食材，自家消費野菜等の放射性物質，水道水・飲用水，学校プール水，浄水発生土，下水汚泥，焼却灰 等

2. 事故発生後の対応

(1) 緊急時モニタリングの実施

ア 緊急時モニタリングの開始

市は，原子力事業者から事故発生等の通報を受けて環境モニタリング体制の強化が必要と認められた場合，又は市が計測する平常時のモニタリングによって予め定める基準値を超える空間放射線量率が検知された場合は，直ちに緊急時モニタリング実施要領に基づき，モニタリングポストの監視の強化等，緊急時モニタリングを開始するものとする。

イ 実施項目

緊急時モニタリングにおける実施項目を表に示す。

表 緊急時モニタリングの実施項目

項目	内容
空間放射線量モニタリング	市有施設における空間放射線量
放射性物質モニタリング	仙台産農産物等，市場流通農産物等，学校・保育所給食食材，自家消費野菜等の放射性物質，水道水・飲用水，学校プール水，浄水発生土，下水汚泥，焼却灰 等

ウ 測定の箇所，頻度

市は，測定箇所や頻度について，国の緊急時モニタリングに関する指針を踏まえて検討する。測定頻度は，原子力災害の事象進展に応じて，平常時，事故発生直後，復旧段階のそれぞれにおいて，緊急性が高くなるに従って高くなるように設定する。

また，空間放射線量率の測定箇所や食品等の放射性物質の量を測定する品目についても，緊急性が高くなるに従って増やすものとする。

(2) 復旧時のモニタリングの実施

ア 復旧時のモニタリングへの移行

市は、原子力施設における事象の状況を踏まえ、それ以上の放射線及び放射性物質による影響の拡大がないと判断した場合、緊急時モニタリング体制から復旧段階のモニタリング体制へと移行を行う。

イ 実施項目

市は、緊急時モニタリングの結果を踏まえ、重点的に測定すべき項目を選択し、復旧段階のモニタリング計画を作成する。

ウ 測定の頻度

市は、緊急時モニタリングの結果及び段階段階のモニタリング結果による測定値の推移を考慮し、測定頻度を定めるものとする。

エ 平常時モニタリングへの移行

市は、復旧段階のモニタリングによる測定値の推移を考慮し、それ以上の復旧段階のモニタリングの継続が必要ないと判断された場合、復旧段階のモニタリング体制を解除し、平常時のモニタリングへ移行する。

(3) 環境モニタリングの結果の報告

市は、モニタリングの結果を取りまとめ、評価・分析を行い、第2章第2節に示すとおり、県及び関係機関に連絡するとともに、報道機関及びWEBサイト等を通じて、市民等に対して結果の公表を行う。

第 4 節 退避・避難・避難受入れ

市は、市民や来訪者の予防的防護措置として退避・避難及び、他市町村からの避難者の受入れに関する対策を検討する。市民や来訪者の防護措置の実施については、原子力発電所事故の災害想定を踏まえ、可能性の高い屋内退避を基本としつつ、災害の規模や状況等に応じて計画的な避難の可能性も考慮する。国・県等との連携を必要とするため、検討に際して、国・県と調整する。

また、市は、平時から担当部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備を進める。

1. 平時の備え

1-1. 市民・来訪者の退避・避難

(1) 市民・来訪者の避難収容活動体制の整備

市は、国や県の指針の検討結果を踏まえ、次表に基づき市民と来訪者を対象とした避難等の実施に必要な事項について整理する。

市は、公共施設等を対象に、退避・避難・避難受入の実施場所をあらかじめ選定する。

表 屋内退避及び避難等に関する基準値

予測線量		防護対策の内容
外部被ばくによる 実効線量	放射性ヨウ素による 甲状腺の等価線量	
10mSv～50mSv	100mSv～500mSv	市民等は、自宅等の屋内へ退避する。その際、窓等を閉め気密性に配慮する。
50mSv 以上	500mSv 以上	市民等は、指示に従いコンクリート建物内に退避するか、又は避難する。

※基準値は、国の指針の発出・改定に応じて修正

(2) 災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備

市は、退避や避難の実施にあたり、災害時要援護者や妊産婦・乳幼児のいる家庭、外国人等の状況・安否確認を行うとともに、必要な情報を迅速かつ的確に伝えるよう、平時より町内会等や福祉関係の地域団体の協力を得ながら体制の整備を進める。その際、地域団体等の支援者の安全確保に配慮するものとする。

(3) 市民への周知

市は、国、県及び原子力事業者の協力のもと、事故発生後の経過に応じて市民等に提供すべき情報を整理し、平時より市民等への周知を図る。

1-2. 他市町村からの避難の受入れ

(1) 他市町村からの避難の受入体制の整備

市は、県及び原子力発電所周辺市町村からの要請に基づき、他市町村からの避難者の受入体制を検討する。そのため、他市町村からの一次避難者のための避難施設リストを整備する。

1-3. その他

(1) 災害地域住民等に係る記録の準備

市は、市民等からの原子力損害に係る賠償請求等に関して、事務を円滑に推進するため、記録票等の様式をあらかじめ定めておく。

2. 事故発生後の対応

2-1. 市民・来訪者の退避・避難

(1) 屋内退避，避難収容等の防護対策の実施

市は、屋内退避の実施が決定された場合、対象となる地域を明確にし、対象者への指示を行い、市民及び市内の滞在者に対して関係する情報等を提供する。また、避難の実施が決定された場合、県と協力し、必要な避難先を調整し、避難対象となる市民等に対して必要な情報を提供し、避難を実施する。

(2) 市域を超えた避難の実施

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、管轄する区域外の広域的な避難場所、または応急仮設住宅等への避難等が必要であると判断した場合、県内の他の市町村や県外での受入れについて県と協議する。

2-2. 他市町村からの避難の受入れ

(1) 他市町村からの避難の受入れの実施

市は、避難者の受け入れが決定した場合に、避難者の対象人数・世帯数等の支援ニーズの確認のうえ、速やかに避難所となる受け入れ先施設を速やかに開設し、避難者を受け入れる。受け入れ状況等に関しては、県へ随時報告する。

市は、関係自治体からの避難者を受け入れた場合、県及び関係自治体と協議の上、避難者に飲食物や生活必需品を供給するとともに、避難者の受け入れを行った関係自治体の行政機能の継続のため、必要に応じて、市内の施設を代替拠点として提供するよう努める。

市は、他市町村からの避難が中長期化する場合において、供給する物品、提供する支援が

不足し、調達が必要がある場合は、県や国（物資関係省庁）、あるいは原子力災害対策本部等に物資の調達等の支援を要請する。

2-3. その他

(1) 市民等への物資の供給活動の実施

市は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

このとき、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の自治体等によって調達され引き渡された物資を供給する。物資が不足して調達を必要とする場合、市は県や国（物資関係省庁）、あるいは原子力災害対策本部等に物資の調達を要請する。

(2) 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定する。避難所生活の長期化を回避するため、市営住宅の空き部屋の供給や民間賃貸住宅の借り上げ等検討し、他市町村からの避難者を含めた市内の避難者の生活基盤の確保に努める。

(3) 災害地域住民等に係る記録の作成

市は、避難及び屋内退避の措置を講じた市民等が、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等において講じた措置等を、あらかじめ定められた様式に記録する。

(4) 影響被害状況調査の実施

市は、被災地の汚染状況、応急対策措置及び事後対策措置を記録するとともに、農林畜水産業、商工業等の受けた被害について調査し、資料を整備する。

(5) 避難区域等の解除

国、または県の指示を受けた場合、あるいは市として対策の継続を不要と判断した場合、市は屋内退避等の指示の解除を関係機関及び市民に対して伝達し、必要な措置を講ずる。

第 5 節 被ばく対策

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとし、体制の整備に努める。被ばく対策は、県内全域での連携による対策が求められるものであることから、検討に際しては、国の指針を踏まえ、県と調整するものとする。

1. 平時の備え

(1) 安定ヨウ素剤の配備・運用

安定ヨウ素剤の配備については、現在、原子力規制委員会が配布方法や配布基準、服用方法等を検討するのと並行して、放射線防備薬として薬事法の承認を得る手続きを進めており、承認までに時間を要することが想定されている。そのため、現時点では購入しても直ちに使用できないものとなっている。また、計画に盛り込むことができない可能性もある。

このような状況を踏まえ、市は、原子力災害対策指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の平時の配備・運用について検討する。

(2) スクリーニング等の被ばく対策の実施体制の整備

県は、国から整備すべき医療用資機材等に関する情報提供を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療用資機材等の整備に努めるものとされている。

市は、国の指針を踏まえ、県と協力し、スクリーニングの実施体制やその結果に基づく被ばく対応に必要な事項について整理する。

(3) 医療機関における検査・被ばく医療体制の整備

県は、国と協力し、緊急被ばく医療体制の構築、緊急被ばく医療派遣体制及び受け入れ体制の整備・維持を行うものとされている。また、緊急被ばく医療を行う専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとされている。

市は、スクリーニングの結果、被ばく医療を要すると認められる市民等及び他県や他市町村からの避難者を対象として、県が国の指針を踏まえて行う緊急時医療を実施する場合に必要な事項について整理する。

(4) 汚染状況に応じた健康調査の整理

市は、国や県が汚染状況に応じて事故発生直後、復旧段階に実施する健康調査に必要な事項について整理する。

2. 事故発生後の対応

(1) 安定ヨウ素剤の運用

市は、検討結果に基づく安定ヨウ素剤の配備状況を踏まえ、国の指針に従い、または独自の判断により、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出またはそのおそれがある場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用するべき時機及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じるものとする。

(2) スクリーニング等の被ばく対策の実施

市は、あらかじめ検討した体制を踏まえ、県と連携し、事故発生後に必要に応じ避難等におけるスクリーニング等の場所を開設し、市民等に対し周知徹底を図るものとする。

(3) 医療機関における検査・被ばく医療の実施

県は、必要に応じて被ばく患者を初期被ばく医療機関へ搬送し、更に専門的な医療が必要となった場合には、被ばく患者を東北大学病院、国立病院機構仙台医療センター及び地域医療センター（循環器・呼吸器病センター内）の二次被ばく医療機関又は放射線医学総合研究所の三次被ばく医療機関に移送するものとされている。

市は、県の緊急時検査・被ばく医療体制のもと、県と連携し、対応する。

(4) 汚染状況に応じた健康調査の実施

国及び県等は連携し、特定事象発生の通報がなされた場合、健康調査、健康相談を適切に行う観点から、発災後1ヶ月以内を目途に事故発生直後の放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとされている。

市は、国及び県等が実施する、汚染状況に応じた市民等の健康調査において、県と連携し、対応する。

第 6 節 飲食物の安全確保

1. 平時の備え

(1) 飲食物の出荷制限，摂取制限に関する体制の整備

市は，国が飲食物の安全確保のために行う飲食物の出荷制限，摂取制限を迅速にかつ円滑に実施できるよう，第 2 章第 3 節の環境モニタリング結果を情報提供する等，協力体制等を整備する。

2. 事故発生後の対応

(1) 飲食物等の出荷制限，摂取制限に関する対応

市は，国が飲食物の安全確保のために行う飲食物の出荷制限，摂取制限を迅速にかつ円滑に実施できるよう，第 2 章第 3 節の環境モニタリング結果を迅速に報告するとともに，市民等への周知を図る。

(2) 各種制限措置等の解除

市は，原子力災害対策指針の指標や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の飲食物の出荷制限，摂取制限等及びこれらの解除通知を受けた場合，農産物等の生産者や市民等に対し，周知する。

第 7 節 除染

1. 平時の備え

(1) 除染マニュアルの整備

市は、迅速かつ優先的に除染活動を実施すべき施設等に対して、速やかに除染活動を開始できるよう、除染に関する基本的な考え方や除染方法、汚染レベルに応じた除染体制など、除染活動の要点等を定めた除染マニュアルを整備しておくものとする。

(2) 除染体制の整備

市は、速やかに除染活動を実施できるように、除染マニュアルに基づき、除染及び汚染土壌等処理を実施する体制等を整備する。

(3) 除染等防災業務に従事する職員等の被ばく対策実施体制の整備

市は、除染活動等に従事する防災業務に従事する職員等の安全を確保するため、防護対策や被ばく管理等の被ばく対策を実施する体制等を整備する。

2. 事故発生後の対応

(1) 除染の実施

市は、除染する事態が発生した場合には、速やかに実施すべき施設・地域等について除染計画を策定の上、除染マニュアルに基づく除染活動を実施する。

(2) 汚染物の処分

除染活動等に伴って発生した汚染物の処分については、国が定める指針に従い、国、県と連携し、体制等を整備して対応する。

(3) 除染等防災業務に従事する職員等の被ばく対策の実施

市は、あらかじめ検討した体制等に基づき、防護資機材の装着や安定ヨウ素剤の服用等の必要な措置を実施するように指示するとともに、国が定める防災業務に従事する職員等の防護指標に基づき、被ばく管理を行う。

第 8 節 資材調達・備蓄・ロジスティックス

本節では、第 1 節から第 7 節までの施策を行うにあたって必要となる資機材のほか、後方支援に係る活動等について、項目毎に以下のように定める。

1. 資機材の配備

(1) 安定ヨウ素剤の調達・備蓄

市は、安定ヨウ素剤の配備に関する検討結果を踏まえ、安定ヨウ素剤の調達・備蓄について検討する。

(2) スクリーニング用機材の配備

市は、スクリーニングの実施に関する検討結果を踏まえ、スクリーニング用機材を配備する。

(3) 防護・除染対策実施用備品の配備

市は、防護・除染対策実施用備品を配備する。

(4) 防災業務に従事する職員等の安全確保のための資機材の配備

市は、平時より国及び県と協力し、被ばくする可能性のある環境下での防災業務に従事する職員等の安全確保のための資機材を配備する。

2. 資機材・人材輸送体制

(1) 資機材・人材輸送体制の整備

市は、原子力災害対策を実施するために必要となる防護服や防護マスク、線量計等の資機材や、医師・薬剤師、防災業務に従事する職員等の人材の輸送体制を整備する。

第 9 節 知識普及・啓発，防災訓練

1. 市民等に対する知識普及・啓発

市は，原子力災害時の市民等の混乱を防止するため，市民向けパンフレット，児童・生徒向け教材の作成や市ホームページ等の活用し，放射線や放射能，放射性物質の特性や放射線による健康への影響，放射線防護，飲食物への影響と安全対策等について，平時より科学的根拠に基づいた知識の普及，啓発に努める。

市が防災知識の普及と啓発を行うに際しては，高齢者や障害者等の災害時要援護者，妊産婦や乳幼児のいる家庭，外国人へ十分に配慮することにより，地域において災害時要援護者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに，被災時の男女のニーズの違い等，男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

2. 防護・除染等対策要員の育成

(1) 研修の実施

市は，関係機関と連携して，原子力災害の基本的事項や防災対策の内容等について，防災業務に従事する職員等に対する研修を平時より実施する。また，研修成果を訓練等において具体的に確認し，緊急時モニタリングなど，原子力災害対策の特殊性を踏まえ，研修内容の充実を図る。

(2) 他機関が行う研修の活用

市は，原子力災害対策の円滑な実施を図るため，防災業務に従事する職員等に対し，国をはじめ関係機関等が実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。

3. 情報伝達・防災対策の実践的訓練

(1) 訓練の実施

市は，災害対策本部等の設置運営訓練，緊急時通信連絡訓練，緊急時モニタリング訓練などの訓練を定期的実施するものとする。

市は必要に応じ，県，原子力事業者等と連携して総合的な防災訓練に努めるものとする。

(2) 実践的な訓練の工夫と事後評価

市は，訓練を実施するにあたり，現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。

また，当該訓練の目的，チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに，訓練

終了後、訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、事故発生時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力災害対策活動体制の改善、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。